

行政組織の新設改廃状況報告書

令和2年1月20日から

同年10月25日まで

令和2年10月

第203回国会（臨時会）提出

行政組織の新設改廃状況報告

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第67条第1項及び国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第1項の規定に基づき、令和2年1月20日から同年10月25日までの間における主要な行政組織についての新設、改正及び廃止の状況を次のとおり報告する。

I 内閣府設置法に基づくもの

内閣府本府

内閣府本府の所掌事務の的確な遂行を図るため、子ども・子育て本部の統括官を専任化した。

（令和2年8月1日）

（内閣府本府組織令の一部を改正する政令（令和2年政令第231号））

II 国家行政組織法に基づくもの

1 外務省

外務省の所掌事務の的確な遂行を図るため、経済局の所掌事務のうち、対外経済関係に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事務を、対外経済関係に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事務（条約その他の国際約束に基づく紛争解決の処理に関するものを除く。）に改め、対外経済関係に関する対外関係事務の処理及び総括に関する事務を、対外経済関係に関する対外関係事務の処理及び総括に関する事務（条約その他の国際約束に基づく紛争解決の処理に関するものを除く。）に改めた。

また、国際法局の所掌事務に、条約その他の国際約束（経済の分野に係る事項に関するものに限る。）に基づく紛争解決の処理に関する事務を追加した。

（令和2年8月3日）

（外務省組織令の一部を改正する政令（令和2年政令第232号））

2 文部科学省

文部科学省の所掌事務の的確な遂行を図るため、総合教育政策局の所掌事務に教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な計画に関する事務を追加した。

（令和2年10月1日）

（文部科学省組織令の一部を改正する政令（令和2年政令第81号））

3 厚生労働省

- (1) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の一部の施行に伴い、雇用環境・均等局の所掌事務に、有期雇用労働者の福祉の増進に関する事務を追加した。

（令和2年4月1日）

（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成31年政令第155号））

- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）の施行に伴い、雇用環境・均等局の所掌事務のうち、職場における労働者の就業環境が害される言動に起因する問題に関する事務を、職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題に関する事務に改め、職場における性的な言動に起因する問題に関する事務を削除した。

（令和2年6月1日）

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第211号））

- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行に伴い、大臣官房の所掌事務に、医薬品等行政評価・監視委員会の庶務に関する事務を追加した。

また、医薬・生活衛生局の所掌事務のうち、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保に関する事務を、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保に関する事務（大臣官房の所掌に属するものを除く。）に改め、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の使用による保健衛生上の危害の発生又は拡大の防止に関する事務を、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の使用による保健衛生上の危害の発生又は拡大の防止に関する事務（大臣官房の所掌に属するものを除く。）に改めた。

（令和2年9月1日）

（医薬品等行政評価・監視委員会令（令和2年政令第56号））

4 農林水産省

- (1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）の施行に伴い、食料産業局の所掌事務に、農林水産物・食品輸出本部の庶務に関する事務を追加した。

（令和2年4月1日）

（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和2年政令第73号））

- (2) 農林水産省の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房の所掌事務のうち、農林水産省所管の行政財産及び物品の管理に関する事務を、農林水産省所管の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事務に改めた。

また、林野庁林政部の所掌事務のうち、同庁所属の行政財産及び物品の管理に関する事務を、同庁所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事務に改めた。

また、水産庁漁政部の所掌事務のうち、同庁所属の行政財産及び物品の管理に関する事務を、同庁所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事務に改めた。

（令和2年4月1日）

（農林水産省組織令の一部を改正する政令（令和2年政令第74号））

- (3) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）の施行に伴い、大臣官房の所掌事務のうち、中央卸売市場を開設する者及び中央卸売市場において卸売の業務を行う者の業務及び会計の検査、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農林漁業信用基金及び株式会社日本政策金融公庫に対する立入検査並びに商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係る立入検査に関する事務を、中央卸売市場を開設する者の業務及び会計の検査、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農林漁業信用基金及び株式会

社日本政策金融公庫に対する立入検査並びに商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係る立入検査に関する事務に改めた。

また、食料産業局の所掌事務のうち、卸売市場の整備及び中央卸売市場の監督に関する事務（協同組合等検査に関することを除く。）を、中央卸売市場の監督その他卸売市場に関する事務（協同組合等検査に関することを除く。）に改めた。

（令和2年6月21日）

（卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成30年政令第293号））

5 国土交通省

- (1) 船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第18号）の施行に伴い、海事局の所掌事務のうち、タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関する事務を、タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関する事務に改めた。

（令和2年3月1日）

（船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第208号））

- (2) 国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、土地・建設産業局の名称を不動産・建設経済局に改めた。

また、総合政策局の所掌事務のうち、土地の使用及び収用に関する事務（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号）の規定による大深度地下の使用並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の規定による所有者不明土地の使用及び収用に関することを除く。）を削除した。

また、不動産・建設経済局の所掌事務のうち、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に関する事務を、土地の使用及び収用に関する事務に改めた。

また、都市局の所掌事務のうち、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の施行に関する事務（政策統括官の所掌に属するものを除く。）を、不動産・建設経済局に移行した。

また、政策統括官の所掌事務のうち、国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策であって地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報の活用の推進に係るものに関する関係行政機関の事務の調整に関する事務を、土地に関する総合的かつ基本的な政策であって同法第2条第1項に規定する地理空間情報の活用の推進に係るものの企画及び立案並びに推進に関する調整に関する事務に改め、土地に関する総合的かつ基本的な政策（有効かつ適切な利用が阻害され、又は阻害されるおそれがある土地に係るものに限る。）の企画及び立案並び

に推進に関する調整に関する事務を、土地に関する総合的かつ基本的な政策であって土地の有効かつ適切な利用が阻害され、又は阻害されるおそれがある場合における当該土地の利用に係るものの企画及び立案並びに推進に関する調整に関する事務に改めた。

(令和2年7月1日)

(国土交通省組織令の一部を改正する政令(令和2年政令第192号))

- (3) 国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、気象庁に気象防災監を設置した。

また、同庁予報部、観測部及び地球環境・海洋部を廃止し、情報基盤部及び大気海洋部を設置した。

また、同庁総務部の所掌事務のうち、気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に関する事務を、気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に関する事務(情報基盤部の所掌に属するものを除く。)に改めた。

また、同庁地震火山部の所掌事務のうち、地震、火山現象及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関する事務を、地震、火山現象、地動、地球磁気及び地球電気並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関する事務に改め、地震、火山現象及び地動に関する測器に関する事務を、地震、火山現象、地動、地球磁気及び地球電気に関する測器に関する事務に改めた。

(令和2年10月1日)

(国土交通省組織令の一部を改正する政令(令和2年政令第262号))

6 防衛省

防衛省の所掌事務の的確な遂行を図るため、防衛装備庁装備政策部の所掌事務のうち、装備品等の標準化の促進に関する事務を、同庁調達管理部に移行した。

(令和2年4月1日)

(防衛省組織令等の一部を改正する政令(令和2年政令第83号))